

## ⇩ 広大地評価を巡る裁決事例

**Q** : 国税不服審判所から広大地を巡る裁決事例が公表されたとか。どのような内容だったのですか？

**A** : 2件公表されていますが、いずれも納税者の敗訴となっています。

### 【解説】

今回公表された広大地評価にかかる事件は、平成19年7月から12月までの事例28件を収録した裁決事例集の中のもので2件公表されています。

概要は次のとおりです。

- ① 周辺地域の直近10年の開発傾向をみて、マンション適地であると判断した事例

請求人は、本件土地は戸建分譲開発するのが経済的合理的であり、それには公共公益的施設用地が必要であるから、広大地評価は適正であるとしたのに対し、審判所は、ここ10年間、戸建分譲したケースがないうえに、本件土地と道路を挟んだ南側の類似土地ではマンションを建築していることからマンション適地に該当するとして請求人の主張を斥けました。

- ② 実際の開発状況が路地状開発なので、その開発手法を合理的と判断した事例

請求人は、本件土地を戸建分譲地として開発するのが合理的であるから広大地評価は適正であるとしたのに対し、審判所は、本件土地は路地状開発することが一般的であり、その場合には道路等を設ける必要がないとして、請求人の主張を斥けました。

